

九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成等業務委託企画提案競技実施要項

1 趣 旨

この要項は、「九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成等業務委託」を行う事業者を、企画提案競技方式（書面審査）により選考するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。以下同様。）は、住民、事業者が省エネ・節電等の地球温暖化対策への取組の重要性を理解し、率先して行動することを促すため、「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施する。

3 委託業務

- (1) 件 名 九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成等業務委託
- (2) 内 容 別紙「九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 納 期 (ア) 電子データ納品 令和4年4月11日（月）
(イ) 普及啓発ポスター納品 令和4年5月9日（月）
※ 納品場所内訳については、九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター配布内訳のとおり。
- (4) 委 託 料 2, 197, 685円（消費税込）を上限とする。
なお、業務委託料は全ての業務が完了した後に支払うこととする。

4 応募資格

次に掲げる要件に全てに該当する法人とする。

次の（1）から（6）に該当する者であること。

- (1) 物品の買入れ等に等に係る入札資格に関する公示（埼玉県公示第870号（令和2年8月4日））に基づき、業種区分「印刷の請負」又は「催物、映画及び広告の企画・制作並びにその他役務」の「制作等関連業務」のいずれかがA等級に格付けされた者であり、所在地区区分が「管轄内」または「準管轄内」かつ企業区分が「中小企業」であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始

の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

- (5) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立期間までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立期間までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

5 スケジュール（予定）

- (1) 参加申込受付開始 令和4年3月14日（月）
- (2) 質問書の受付締切 令和4年3月18日（金） 午後5時まで
- (3) 質問書の回答 令和4年3月22日（火）
- (4) 参加申込受付締切 令和4年3月23日（水） 午後5時まで
- (5) 参加資格確認結果通知 令和4年3月24日（木）
- (6) 企画提案書の提出 令和4年3月28日（月） 午後3時まで
- (7) 選定結果の通知 令和4年3月30日（水）

6 参加申込

- (1) 参加申込受付期間 令和4年3月23日（水） 午後5時まで（必着）
(受付時間：土曜、日曜、祝日を除く平日の午前9時から午後5時)
- (2) 提出方法 埼玉県第3庁舎2階温暖化対策課まで持参又は郵送すること。
- (3) 参加申込に必要な書類
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 誓約書（様式2）
- (4) 参加資格確認結果通知の送付
上記により提出を受けた書類に基づき、参加資格の確認を行い、令和4年3月24日（木）までに、企画提案選考会への参加の可否について、電子メール及び書面（様式4）により通知する。

7 質問書の受付

本件募集では、説明会を実施しないため、本実施要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

- (1) 受付期間 令和4年3月18日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法 「質問書」（様式3）により、電子メールで送信すること。
- (3) 回答方法 電子メールで回答する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和4年3月28日(月)午後3時まで(必着)

(受付時間:土曜、日曜、祝日を除く平日の午前9時から午後5時)

(2) 提出物

ア 企画提案書 2部(正本1部、副本1部(写し可))

内 訳(ア) 企画の概要・要旨等 A4判(縦長・横長どちらでも可) 10枚以内

(イ) 原 案 ポスターデザイン案1点

①フリー素材を使用したデザイン案

イ 上記アのデータを保存した電子媒体(CD-R) 1部

ウ 見積書 1部(積算内訳添付)

(3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出先

《持参・郵送》

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 第3庁舎2階

埼玉県環境部温暖化対策課 総務・エコライフ推進担当 宛て

電話 048-830-3033

(5) 郵送する場合

○提出書類は、書留郵便により送付すること。書留郵便によらない場合は失格となる。

○提出書類の到着期限は、令和4年3月28日(月)午後3時までとし、期限までに提出先に到着しない場合は失格となる。

○郵送に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

○提出書類の入った封筒の表には、朱書きで「企画提案書在中」と記載すること。

(6) 持参する場合

○提出先に直接持参すること。

○提出期限は、令和4年3月28日(月)午後3時までとする。提出期限後は受け付けない。

(7) その他

ア 企画提案書の作成に係る経費については、提案者の負担とする。

イ 企画提案は、各社1案とする。

ウ 提出された企画提案書は、返却しない。

エ 企画提案書は、審査終了後、公表されることがある。

オ 事故等について九都県市では責任を負わない。書類の不備により受理できない場合も同様とする。

9 選考方法

(1) 九都県市首脳会議環境問題対策委員会内に設置する、選考委員会において審査を行う。

(2) 選定基準については、以下のとおりとする。

項目	製作趣旨との整合性	全体構成力	意識啓発効果	オリジナリティ (デザイン・インパクト)
評価 基準	本事業の趣旨を十分理解した上で、作成されたものであるか。	デザイン部分と省エネ・節電に係る具体的な取組に関する記載とのバランスが適切であり、見やすいか。	省エネ・節電の認知度向上が図れるものとなるか。	年齢や性別を問わず親しみやすいデザインであり、市民を惹きつけるようなものであるか。
委員 採点	各項目、0から5点まで1点単位で採点する。(最高点が5点)			

(3) 審査方法については、以下のとおりとする。

ア 採点者毎にそれぞれの企画案について合計点を求め、最高点を獲得した企画案に1票が入る。

イ 票を最も多く獲得した企画案に決定する。

ウ 最多票数の企画案が複数ある場合には、それらの企画案について、再度1回に限りア～イの審査を行う。

エ ウによっても優劣がつかない場合には、見積金額が一番低い企画案に決定する。

オ エによっても企画案が決定しない場合は、くじ引きにより決定する。

カ 応募した者が1者の場合は、上記と同様に審査を行い、採点者の平均得点が12点以上となった場合に採用とする。

(4) 応募した者が、次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 参加申込書、誓約書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合

イ 見積額が3(4)に記載する委託料を超過した場合

ウ その他、応募した者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると九都県市首脳会議環境問題対策委員会が判断した場合

10 結果通知について

令和4年3月30日(水)までに結果を通知する。

11 配布資料

「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンポスター(令和3年度版)の参照を希望する者は、埼玉県環境部温暖化対策課よりデータを受取ることができる。受取りを希望する場合は、希望する日の前日までに埼玉県環境部温暖化対策課へ電話連絡するものとする。

12 その他

財務に関する手続きは、埼玉県財務規則に準ずる。

担当：埼玉県環境部温暖化対策課

総務・エコライフ推進担当 安藤・森田

電話：048-830-3033

FAX：048-830-4777

メール：a3030-01@pref.saitama.lg.jp